

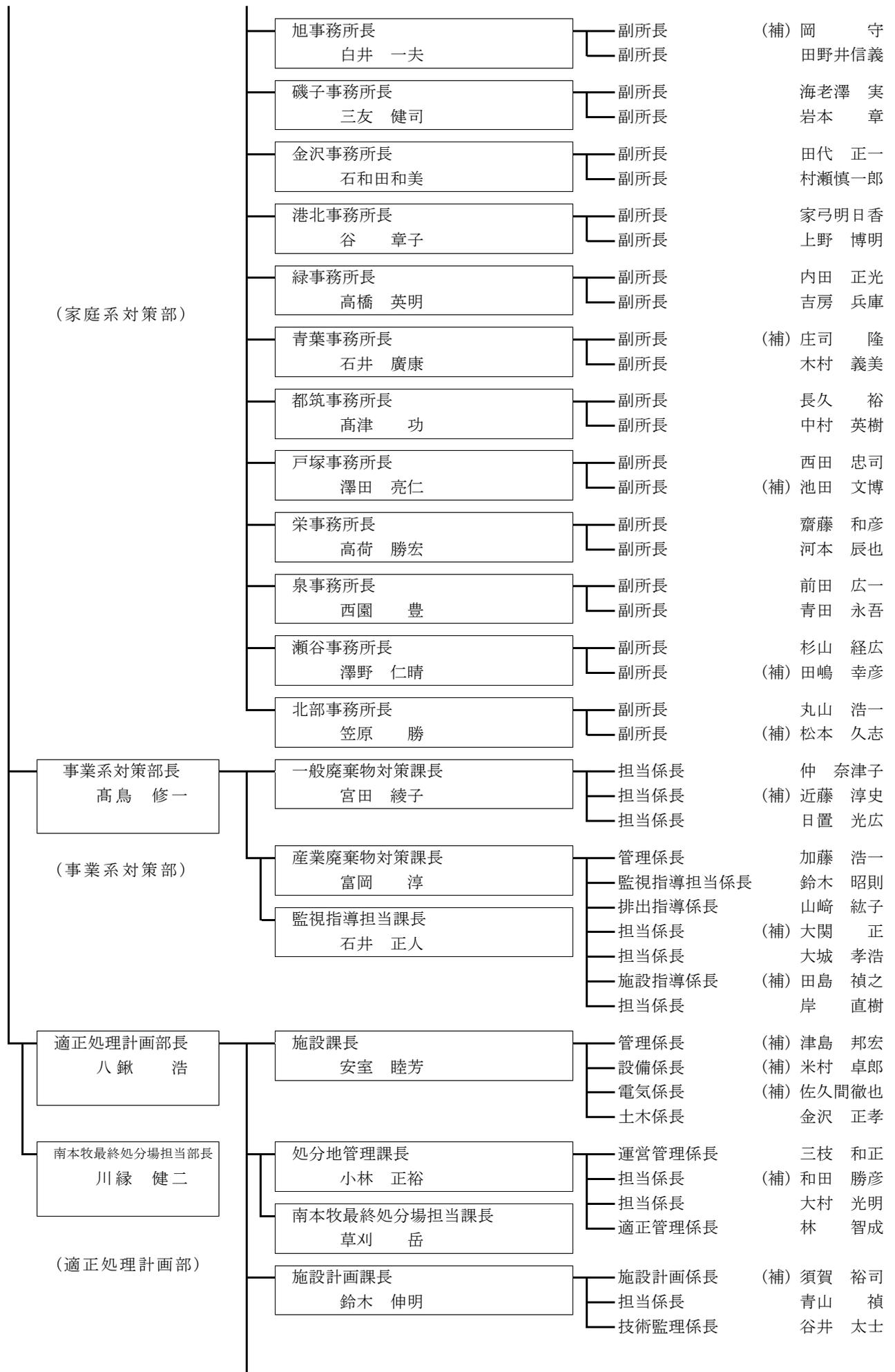
機構図及び事務分掌

令和元年5月21日

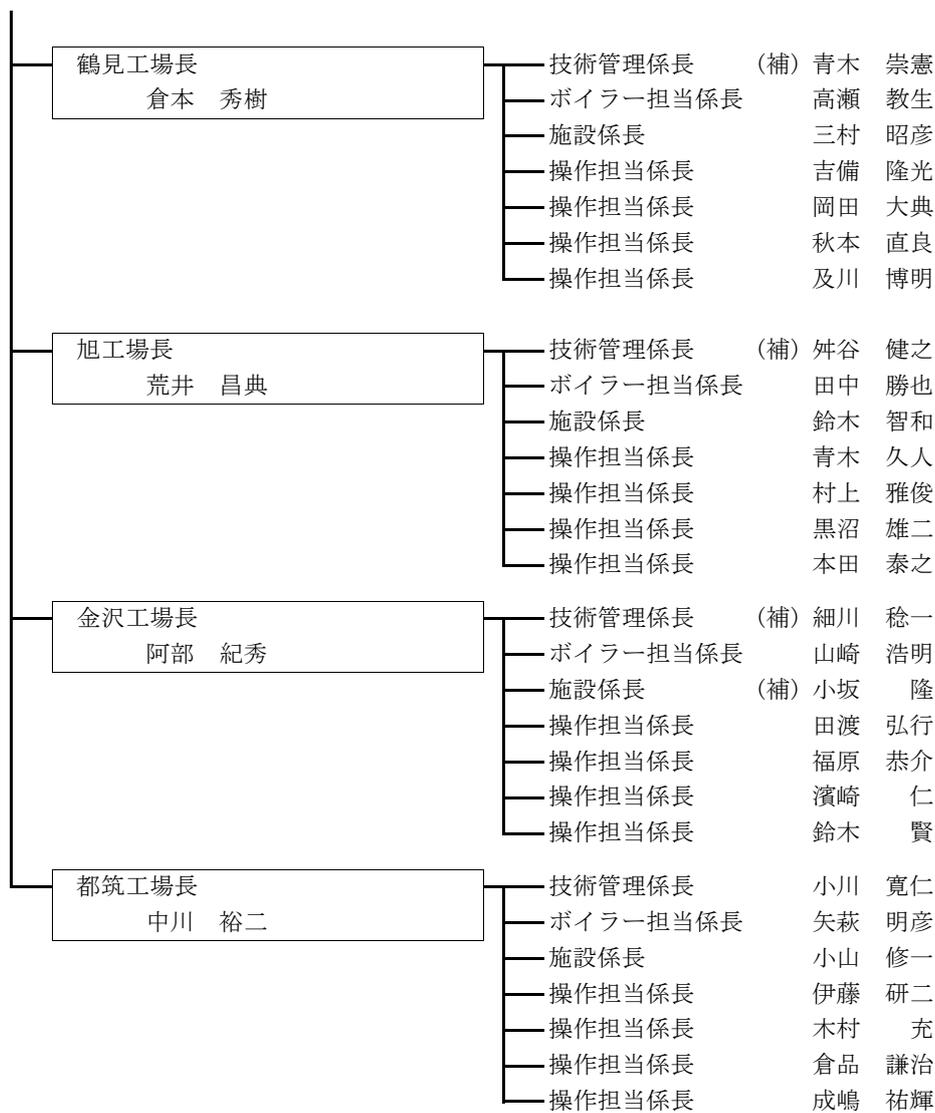
資源循環局

資源循環局 機構図





(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社 部長 平 久
公益社団法人 全国都市清掃会議 係長 馬場 一彦
環境省 係長 鈴木 信 係長 田中 康平

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。

- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 廃棄物等に係る国際協力に関すること。
- 9 部内他の課の主管に属しないこと。

3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 統括本部又は他局区との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。

- 3 資源集団回収の促進に関すること。

街の美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 不法投棄廃棄物に関すること。
- 3 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 4 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 5 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。

- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。
- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 浄化槽の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 7 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 8 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 9 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 10 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 11 その他浄化槽に関すること（環境創造局下水道管路部管路保全課の主管に属するものを除く。）。
- 12 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。

- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び更新に係る実施の計画に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関するものを除く。）。

電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

適正管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の更新に関すること。
- 2 焼却工場の長寿命化に係る工事に関すること。
- 3 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。

- 3 残灰の搬出处分に関する事。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関する事。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関する事（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関する事。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関する事（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の入入れに関する事（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しない事。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関する事（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関する事。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関する事（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関する事。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関する事。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関する事（旭工場に限る。）。

令和元年度

事業概要

資源循環局

目 次

	頁
I 令和元年度資源循環局運営方針	1
II 令和元年度資源循環局予算の概要	2
III 令和元年度資源循環局予算における推進施策	
1-1 食品ロスの削減	4
1-2 プラスチック対策の推進	6
2 3R行動に向けた環境学習・プロモーションの推進	7
3 安全・安心と市民サービスの向上	8
4 まちの美化	10
5 リサイクルの推進	12
6 地球温暖化対策・エネルギーマネジメント	13
7 持続可能なストックマネジメント	14
8 国際展開・技術開発の推進	16
9 適正処理の推進	17
IV 予算総括表及び主な事業内容	
1 令和元年度資源循環局予算総括表	18
2 主な事業内容	
(1) 9款1項 資源循環管理費	19
1目 資源循環総務費	
2目 減量・リサイクル推進費	
3目 事務所費	
4目 車両管理費	
(2) 9款2項 適正処理費	22
1目 適正処理総務費	
2目 工場費	
3目 処分地費	
4目 産業廃棄物対策費	
(3) 9款3項 し尿処理費	26
1目 し尿処理総務費	
2目 し尿処理施設費	

I 令和元年度 資源循環局 運営方針

I 基本目標

- ◆「ごみと資源の総量」を削減(平成29年度比1.5%削減)
- ◆安心・安全で安定した廃棄物処理の確保と市民サービスの向上を追求
- ◆「SDGs」の視点を踏まえた持続可能な循環型社会の推進

II 目標達成に向けた施策

◇重点施策

プラスチック対策の推進	食品ロスの削減
<p>海洋汚染や生態系への影響から、世界的な課題として認識されているプラスチックごみへの対策として、分別の徹底や3Rを一層推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○レジ袋やストローなど、ワンウェイ(使い捨てとなる)プラスチックの削減○プラスチックの廃棄における分別・リサイクルの更なる推進○プラスチックごみの海洋流出対策の推進 <p>上記の3つを基本方針としたアクションプログラムを策定し、プラスチック対策を総合的に展開</p>	<p>食品ロスの削減に向け、市民・事業者の皆様と一体となって、取組を加速させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○食品ロス削減に向けた広報啓発やイベント等を開催○フードバンク団体などと連携したイベント等でのフードドライブを実施○生ごみ減量化に向けた土壌混合法を普及○事業者に対し、「食べきり協力店」登録の働きかけや事業者表彰等を実施

◇推進施策

3R行動に向けた環境学習・プロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none">○イベント、住民説明会などの様々な機会を捉え、3R行動実践についての広報・啓発を実施○副読本作成や出前教室など子どもたちを対象にした環境学習の実施○焼却工場等を市民に開かれた拠点とし、市民の皆様と連携した普及啓発活動により3R行動を推進
安全・安心と市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">○家庭ごみの安定かつ効率的な収集・運搬を実施○ふれあい収集・いわゆる「ごみ屋敷」・外国人居住者など、ごみ出し等でお困りの方への支援○粗大ごみ受付センターの応答率を高めるなど、粗大ごみ排出の利便性を向上
まちの美化	<ul style="list-style-type: none">○ラグビーワールドカップ2019TM、東京2020オリンピック・パラリンピック、TICAD7開催を契機としたまちの美化と市民サービス向上の推進(歩道清掃の強化、来街者への屋外喫煙ルールの周知、競技会場・観光地周辺5か所の公衆トイレ改修)○新市庁舎周辺の喫煙禁止地区指定の準備
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">○缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源化を推進○使用済み小型家電の回収量増加に向けた広報と回収ボックスの増設
地球温暖化対策・エネルギーマネジメント	<ul style="list-style-type: none">○廃棄物関連施設の設備の更新によるエネルギー消費量の削減
持続可能なストックマネジメント	<ul style="list-style-type: none">○焼却工場の整備基本構想の策定○廃棄物処理関連施設の安定稼働に向け、鶴見工場の長寿命化対策工事など老朽化した設備の改修や、適切な維持管理・補修を実施○最終処分場の適正な運営管理、ごみの減量化や焼却灰の資源化による延命化の推進
国際展開・技術開発の推進	<ul style="list-style-type: none">○TICAD7などの国際会議や関連イベント実施の機会を捉え、本市廃棄物施策の取組をPR○焼却工場の効率的な運営に繋がるIoT・AI技術の導入等を検討
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none">○PCB廃棄物の市内事業者等への適正処理に向けた指導・市役所保管分の計画的処理○未把握のPCB廃棄物等の掘り起こし調査

III 目標達成に向けた組織運営

現場主義の強化	多分野との連携
<p>廃棄物やリサイクルに関わる全ての現場の目線を大切に、業務運営を行います。</p>	<p>社会を取り巻く環境の変化に対応するため、福祉・災害対策・他の環境部門など様々な分野とつながりを持って取組を進めます。</p>
信頼・期待に応える行政の推進	職員の意欲と能力を発揮できる環境づくり
<p>市民の皆様からの信頼確保に向け、事務処理ミスや不祥事・交通事故の防止など、リスクマネジメントに取り組みます。また、新市庁舎移転に向けた準備を着実に進めます。</p>	<p>職員のワークライフバランスの実現を目指すとともに、意欲と能力を最大限に発揮できる職場環境を作ります。</p>

II 令和元年度資源循環局予算の概要

1 基本的な考え方

- ・ 環境負荷の低減に向け、引き続き、一人ひとりのごみと資源の排出量を一層削減していきます。
- ・ 市民、事業者の皆様が循環型社会について考え、それぞれのライフスタイルやビジネススタイルの中で自主的で自分らしい行動に移していただけるよう、多分野連携などにより、取組を進めます。
- ・ 複数の課題を同時解決していくことも重要であることから、「SDGs」のアプローチを取り入れ、環境負荷の低減などにとどまらず、福祉とつながる取組や市民ニーズを踏まえたきめ細かな取組、経済活性化につながる取組などを進めます。

2 資源循環局予算の状況

(単位:千円)

【歳出】	令和元年度	平成30年度	増▲減	増減率
歳出合計	41,353,034	42,226,406	▲ 873,372	▲2.1%
9款1項 資源循環管理費	23,042,788	23,542,699	▲ 499,911	▲2.1%
9款2項 適正処理費	17,858,806	18,159,224	▲ 300,418	▲1.7%
9款3項 し尿処理費	451,440	524,483	▲ 73,043	▲13.9%
【歳入】	令和元年度	平成30年度	増▲減	増減率
歳入合計	41,353,034	42,226,406	▲ 873,372	▲2.1%
特定財源	11,342,230	11,838,919	▲ 496,689	▲4.2%
一般財源	30,010,804	30,387,487	▲ 376,683	▲1.2%

3 取組方針

次の3つの視点で、事業運営に取り組みます。

(1) 安心・安全の廃棄物処理の確保

- ・ 市民生活や事業活動を支えている廃棄物処理について、ライフスタイルやビジネススタイルなどに合わせて、適切な見直しを行いながら進めます。
- ・ 市民の皆様からの信頼確保に向け、事務処理ミスや不祥事・交通事故の防止に努めます。

(2) 現場主義の強化

- ・ 局職員だけではなく、事業者の皆様など、廃棄物やリサイクルに関わる現場の目線を大切にして、業務運営します。
- ・ 働きがいを感じ介護や育児などに安心して臨めるよう、職場全体で考え、働き方改革に取り組みます。

(3) 多分野連携の推進

- ・ 社会を取り巻く環境の変化に対応するため、様々な分野とつながりを持って取組を進めます。高齢者等の安心確保、災害時の廃棄物処理に関する地域住民の理解促進、循環型社会を支える業務の活性化など、つながりを強化・推進します。

4 ごみと資源の総量の目標

(単位：トン)

令和元年度	【ごみと資源の総量】	家庭系			事業系		
			ごみ量	資源化量 ^{※1}		ごみ量	資源化量 ^{※2}
目標	1,189,400	830,500	566,000	264,500	358,900	300,000	58,900
平成29年度比 増減量	▲ 18,137 (▲ 1.5%)	▲ 20,567 (▲ 2.4%)	▲ 12,938 (▲ 2.2%)	▲ 7,629 (▲ 2.8%)	2,431 (+0.7%)	▲ 3,822 (▲ 1.3%)	6,253 (+11.9%)
平成30年度 【暫定値】	1,195,093 (▲ 1.0%)	835,097 (▲ 1.9%)	569,103 (▲ 1.7%)	265,994 (▲ 2.3%)	359,996 (+1.0%)	301,156 (▲ 0.9%)	58,840 (+11.8%)
平成29年度 【基準年度 ^{※3} 】	1,207,537	851,067	578,938	272,129	356,469	303,822	52,647

※ ()内は、平成29年度比の増減率

※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計

※2 事業系の資源化量は、学校給食残さの資源化量と事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計

※3 ヨコハマ3R夢プラン推進計画(2018～2021)で目標設定した際の基準年度

5 重要な取組

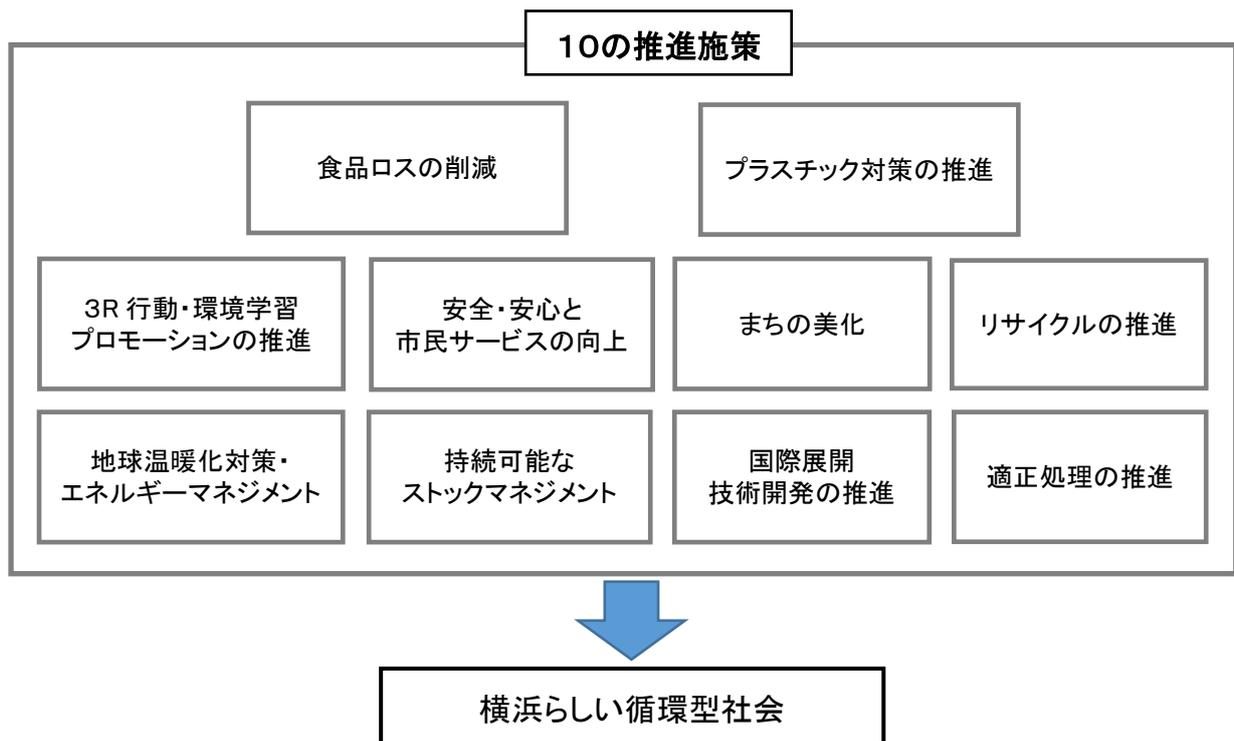
(1) 食品ロスの削減

「SDGs」など、国際的にも食品ロスが課題となっており、本市の家庭から出る生ごみの約6割を食品ロスが占めています。市民・事業者の皆様と一体となって、食品ロス削減の取組を加速させていただきます。[P4、5]

(2) プラスチック対策の推進

プラスチック対策を推進していくため、「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」を策定するとともに、6月を「よこはまプラスチック対策強化月間」とし、キャンペーンを集中的に行い、市民・事業者の皆様とともに取り組んでいきます。[P6]

6 資源循環局予算における推進施策

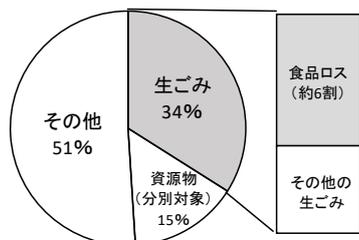


Ⅲ 令和元年度資源循環局予算における推進施策

1-1 食品ロスの削減

■趣旨

- ・農林水産省の推計によると、国民一人当たり“お茶碗約1杯分(約 139g)の食べもの”を毎日捨てていることになり、ごみの減量化を進める中で、食品ロスの削減は喫緊の課題です。
- ・食品ロスはライフスタイルの問題でもあることから、「もったいない」「食への感謝」というような価値観に訴え、意識、行動の変化につなげていきます。そうした市民の皆様の意識、行動の変化から小売業などの商慣習等を変えることにもつなげていきます。



家庭系燃やすごみの組成調査結果 (H30 年度)

食品ロスの種類	生ごみ中の割合	食品ロス発生量
手つかず食品	10.6%	約105,000t/年
食べ残し	36.7%	
過剰除去	10.7%	

家庭系生ごみ中の食品ロスの割合 (H30 年度推計値)

(1) 食品ロス削減の取組

①食品ロス削減に向けた広報啓発の強化

- ・「食」の大切さの理解と具体的な行動につなげるため、環境、食育、地産地消、健康づくり、飢餓、貧困、福祉など、多角的な視点から広報啓発を行います。
- ・事業者と連携し、食品ロス削減行動を呼びかけるキャンペーンを実施します。
- ・企業・団体等で構成する推進母体により、食品ロス削減や食を大切にするライフスタイルを呼びかけ、消費者・事業者の行動に繋がります。
- ・食品ロス削減行動のきっかけづくりとして、食品ロス削減に向けた市民の皆様一人ひとりの決意を掲げた写真でフォトモザイクアートを作成し、食品ロス削減を呼びかけています。
- ・SNSを活用して、食品ロス削減行動を食料支援につなげることで、市民・事業者の皆様の行動が継続される取組を検証します。



フォトモザイクアートポスター

②「食」について考えるイベント等の開催

- ・企業・団体等と連携しながら、「食」を考えるイベント等を開催します。
- ・食材を無駄にしない保存や調理の工夫、災害時の食の備えなど、家庭での実践に役立つ講習会等を開催します。



冷蔵庫収納術講習会の様子

- ・発生抑制等推進事業の一部 1 百万円 [P20]
- ・ヨコハマ3R夢広報啓発事業費の一部 19 百万円 [P19]

(2) フードバンク※・フードドライブ※活動の推進

- ・フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、区民まつりやイベント等でフードドライブを実施します。
- ・小売店舗など身近な場所で食品を持ち寄っていただける環境づくりを進めます。



フードドライブの様子

〔・ヨコハマ3R夢広報啓発事業費の一部 1百万円 [P19] 〕

※ フードバンク:企業から発生する余剰食品などを福祉施設等へ無料提供する団体や活動

※ フードドライブ:家庭で余っている未使用食品を地域の福祉団体やフードバンク等に寄付する活動

(3) 生ごみ減量化の取組(土壌混合法※の普及)

- ・土壌混合法による生ごみの減量化・堆肥化のメリット等を御理解いただくために、住民説明会や講習会、広報等を行い、認知度の向上を図ります。
- ・保育園・学校・地域等が生ごみを堆肥化して花や野菜を育てる3R夢農園の取組を推進します。
- ・自治会等への器材貸出や個人向けにスターターキットを配付するなど、取り組みやすい環境を作り、普及拡大を図ります。



地域での講習会の様子

〔・発生抑制等推進事業の一部 2百万円 [P20] 〕

※ 土壌混合法:生ごみと土を混ぜ合わせ、微生物の力で生ごみを分解する方法

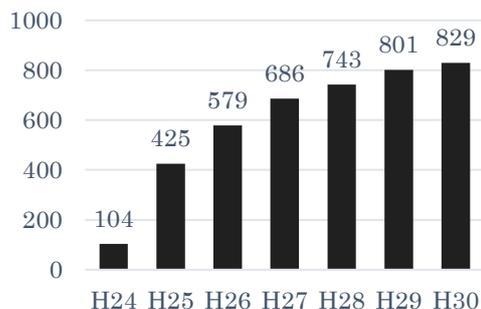
(4) 事業者から出される食品ロスの削減

- ・飲食店等を対象とした「食べきり協力店」事業について、平成30年度に新たに作成したロゴマークやキャッチコピーを活用して、利用者の増加に努めるとともに、登録店舗の増加に向けて、様々な機会を捉えて事業者に働きかけを行います。
- ・食品廃棄物の発生抑制等について、他の模範となる事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰します。
- ・食品廃棄物を削減するため、事業所への立入調査や研修会等、様々な機会をとらえて働きかけを行います。



食べきり協力店の新たなロゴマーク

※ このデザインは、横浜デジタルアーツ専門学校の学生の皆さんに制作協力いただきました。



食べきり協力店年度別店舗数推移

〔・事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等の一部 2百万円 [P20] 〕

1-2 プラスチック対策の推進

■趣旨

- ・軽量で丈夫、加工もしやすいプラスチックは、今や、私たちの生活になくてはならないものとなっています。一方で、プラスチックによる海洋汚染が地球規模での課題となっており、生態系への影響も懸念されています。
- ・プラスチックは適正に分別することで、再生利用が可能な素材ですが、金属等の他素材と比べると有効利用される割合は低い状況にあります。
- ・リサイクルされず、焼却した場合、温室効果ガスが多く排出されるため、地球温暖化の要因の一つとなっています。
- ・プラスチック問題は、「持続可能な生産消費形態の確保」、「気候変動の緩和」、「海洋・海洋資源の保全」といったSDGs*が掲げている複数のターゲットに関係しており、世界では、この問題解決に向けて、レジ袋をはじめとする使い捨てプラスチックの生産や使用を禁止する国や地域が増えてきています。
- ・日本は、プラスチック問題の解決に向けて、「プラスチック資源循環戦略」の策定を進めており、取組を進めていくうえでは、市民・事業者の皆様具体的に行動していただくことが重要です。このため、日本最大の基礎自治体として、市民・事業者の皆様との協働により、日本の環境行政をリードしてきた実績を生かし、プラスチック対策に積極的に取り組んでいきます。



生態系への影響(環境省資料より)

※ SDGs:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標

(1) プラスチック削減の取組

①よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムの策定

- ・横浜市が取り組む施策を示す「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」を全庁横断で策定し、「資源循環」、「海洋流出対策」、「連携協働」を重点戦略として、オール横浜でプラスチック対策に取り組みます。
- ・資源循環として、レジ袋やストローなどの使い捨てとなるプラスチックの削減、プラスチックの分別・リサイクルの更なる推進、再生材や代替素材の利用促進などを進めていきます。
- ・海洋流出対策として、プラスチックが自然界に流出することがないように対策を講じるとともに、流出してしまったものについては出来る限り回収するなど、清掃活動等を推進していきます。
- ・連携協働として、資源循環、海洋流出対策を横断的に行い、取組をより一層、加速していくための体制の構築に向けて、市民・事業者の皆様との協働を進めていきます。あわせて、プラスチックの資源循環等に資する仕組みづくりに向けた国への働きかけや、調査研究などを進めていきます。

②キャンペーンの実施

- ・日本のプラスチック対策が示されるG20 大阪サミットの時期に合わせ、6月を「よこはまプラスチック対策強化月間」とし、プラスチック対策に向けたキャンペーンを集中的に実施します。

・広報・啓発(ヨコハマ3R夢広報啓発事業費の一部ほか)	21 百万円 [P19]
・清掃活動(クリーンタウン横浜事業の一部ほか)	63 百万円 [P22]
・バイオマスプラスチック製ごみ袋の導入(事務所等運営費の一部ほか)	1 百万円 [P21]
・国際協力(国際協力事業)	8 百万円 [P21]

2

3R行動に向けた環境学習・プロモーションの推進

■趣旨

- ・3R行動のさらなる推進に向け、日頃からの情報発信、身近な環境学習、広報などの取組が重要です。
- ・各区の収集事務所などが主体となった出前講座 ※などでは、ルールの啓発だけではなく、生ごみ・食品ロス※の削減、温暖化対策、まちの美化など、テーマを広げて実施していきます。
- ・焼却工場や資源物の選別施設などは、環境学習の受入の場として充実させていきます。

※ 出前講座：自治会町内会やマンション・学校等に職員が出向き、ごみの分別などを講義する取組

※ 食品ロス：本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまうもの（手つかず食品、食べ残し、過剰除去）

(1) 環境学習・普及啓発の取組

①3R夢環境学習の取組

- ・社会科や総合学習の授業でごみと資源の流れを学習する小学4年生全員に対し、学習補助教材として3R夢学習副読本を配付し、焼却工場等の施設見学会と併せた環境学習を実施します。
- ・分別や3R、まちの美化行動を起こすきっかけとするため、小・中学生を対象とした「ヨコハマ3R夢！ポスターコンクール」を実施します。また、子どもたちの真摯な思いを伝えるため入賞作品を展示・活用します。
- ・職員が保育園・幼稚園・小学校などに出向き、ヨコハマ3R夢の学習を行う出前教室を実施します。



3R夢学習副読本

②普及啓発の取組

- ・市民の皆様には3R行動を実践していただけるよう、イベント、住民説明会など様々な機会を捉えて広報・啓発を行います。
- ・事業者や地域で活動する団体等と連携して、3R推進に向けた普及啓発を図ります。
- ・外国人・大学生・子育て世帯など、対象者に合わせた啓発を行います。



ポスターコンクール入賞作品



イベントでの啓発の様子

・3R夢環境学習推進事業	3百万円 [P19]
・ヨコハマ3R夢広報啓発事業費の一部	14百万円 [P19]
・発生抑制等推進事業の一部	2百万円 [P20]

③焼却工場等での取組

- ・焼却工場を市民に開かれた啓発拠点とし、市民の皆様と連携した普及啓発活動などを通じ、3R行動の推進を図ります。
- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で見学会を開催します。

・工場運営費等の一部	1百万円 [P23]
------------	------------

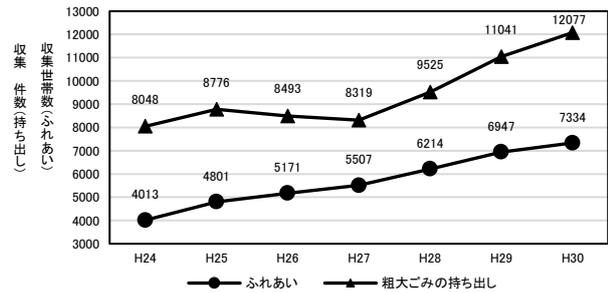


工場見学の様子

3 安全・安心と市民サービスの向上

■趣旨

- ・小動物等によるごみの散乱の被害、不法投棄など、依然として集積場所の維持管理に関して、多くの相談が寄せられています。また、粗大ごみの排出に関する利便性の向上や、支援が必要な方が増加していることへの対応、災害時の備えなど、様々な課題があります。
- ・高齢者等の社会的な支援が必要な方々の増加により、ごみ出し支援の重要性が高まっており、関係部門との連携強化に取り組めます。また、文化や生活習慣等の違いからごみ出しマナーに馴染めていない外国人の方に対しては、生活全体の支援からのアプローチに取り組めます。



ふれあい収集・粗大ごみの持ち出し収集の年度別推移

(1) 家庭ごみの安定かつ効率的な収集運搬業務

- ・市民の皆様が集積場所へ分別排出いただいた家庭ごみを、効率的に収集します。
- ・集積場所の適切な維持管理や環境改善の取組を推進するため、地域の皆さまからのご相談に丁寧に対応します。また、優良表彰制度を引き続き実施します。
- ・要望が多いネットボックスの貸出しを引き続き実施します。



家庭ごみ収集の様子



ネットボックス

- ・家庭ごみ収集運搬業務委託事業 3,451 百万円 [P22]
- ・適正処理総務管理費等の一部 8 百万円 [P22]

(2) 粗大ごみの排出の利便性向上

- ・市民ニーズの高い粗大ごみの排出について、市民の皆様が利用しやすいものとなるよう取組を進めます。
- ・粗大ごみ受付センターの応答率を高めていきます。
- ・問合せや受付をスムーズに行えるよう、有人チャットを導入するとともに、AIを活用したチャットやSNS等の活用の検討を行います。
- ・自己搬入ヤードの利便性向上に向け、拡充を含めた検討を行います。



粗大ごみ受付センターの様子

- ・粗大ごみ処理事業 1,440 百万円 [P22]

(3) ごみ出し等でお困りの方への支援

①ふれあい収集の推進

- ・ごみの持ち出しが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、玄関先等からごみを収集するふれあい収集を推進します。また、区福祉部門と情報共有しながら進めます。

〔適正処理総務管理費等の一部 1百万円 [P22] 〕



ふれあい収集の様子

②いわゆる「ごみ屋敷」への対応

- ・区役所や健康福祉局と連携しながら、いわゆる「ごみ屋敷」の解消を進めます。

〔適正処理総務管理費(ごみ屋敷) 1百万円 [P22] 〕



日本語学校での分別講座の様子

③地域でともにお住まいの外国人の方等への支援

- ・生活習慣や文化の違いなどから、外国人居住者のごみ出しマナーが地域のトラブルとなっているケースがあります。地域特性やコミュニティの状況をふまえ、外国人居住者の生活全体の支援の一環として、ごみ出しルールが浸透していくよう働きかけていきます。

〔ヨコハマ3R夢広報啓発事業費の一部 1百万円 [P19]【再掲】
・分別排出推進事業の一部 1百万円 [P20]
・適正処理総務管理費等の一部 1百万円 [P22] 〕

(4) 災害時下水直結式仮設トイレの整備、災害時トイレ対策の啓発

- ・地域防災拠点等に災害時下水直結式仮設トイレを整備します。また、拠点の防災訓練の場を活用し、拠点での仮設トイレ設置や自宅におけるトイレパックの備蓄について、啓発を行います。

〔災害対策用トイレ整備事業 64百万円 [P26] 〕



備蓄の啓発活動の様子

コラム 交通事故防止の取組

交通事故防止の取組の一環として、平成 30 年度に全ての収集車両にドライブレコーダーを装着しました。そのデータを個別の事故分析や職員への指導、研修等に活かしていきます。

また、安全運転及び適正な車両誘導の技術等を習得するため、実車を用いた模擬コースで実習を行い、交通事故撲滅に取り組んでいます。

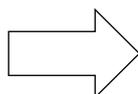


安全運転講習の様子

4 まちの美化

■趣旨

- ・市民の皆様のマナー向上と美化活動の広がりにより、まちの清潔さや綺麗さが維持されている一方、公共空間におけるごみのポイ捨てや歩きタバコの課題もあります。また、喫煙への関心が高まっており、屋外における喫煙ルールについて一層の周知が必要です。
- ・ラグビーワールドカップ 2019™等の大会開催を契機に横浜を訪れる方々を、美しいまちでお迎えする取組を進めていきます。
- ・約半数の公衆トイレに和便器が残っており、洋便器に改修していきます。



(1) ラグビーワールドカップ 2019™東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした魅力づくり

①競技会場周辺の美化対策

- ・ラグビーワールドカップ 2019™開催時期に合わせ、会場周辺である新横浜地区の清掃を強化するとともに、関係機関と連携して競技会場周辺の不法投棄物、路上違反広告物などの一斉パトロールを実施します。また、市内で活動する美化ボランティアグループとごみ拾いイベントを行います。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向け、ポイ捨てごみの状況調査を行います。



仮装 de クリーン・ウォーキングの様子

②競技会場周辺での喫煙対策

- ・海外から訪れる方が屋外での喫煙ルールで戸惑うことがないよう、ホームページの多言語化を進めるとともに、「喫煙禁止地区」や「歩きタバコ・吸い殻等のポイ捨て禁止」について、ラグビーワールドカップ 2019™の大会関連ホームページを通じて広報します。
- ・試合当日については、駅周辺から競技会場までの間に人を配置し、大会を観戦される国内外の方に向けて、喫煙所の案内やポイ捨て行為をやめるよう、喫煙マナーの呼びかけを行います。

- ・クリーンタウン横浜事業の一部 3 百万円 [P22]【再掲】
- ・イベント関連歩道清掃費の一部 5 百万円 [P22]【再掲】

③競技会場・観光地周辺の公衆トイレ対策

- ・ラグビーワールドカップ 2019™開催期間中は競技会場・観光地周辺の公衆トイレの清掃回数を増やします。
- ・大会観戦者など、多くの来街者が見込まれることから、市内5か所の公衆トイレを全面改修します。段差解消や温水洗浄便座の設置などにより、利便性を向上します。

- ・公衆トイレ整備事業の一部 116 百万円 [P26]



改修後の公衆トイレ

(2) きれいなまちの維持

①第7回アフリカ開発会議(TICAD7)会場周辺、繁華街・観光地の清掃強化

・観光客の増加が見込まれる繁華街・観光地(山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区)の歩道清掃を強化します。特にTICAD7開催時期に合わせ、会場周辺であるみなとみらい 21 地区の歩道清掃を重点的に実施します。

②地域の美化活動支援

- ・日頃から駅周辺などにおいて清掃活動・美化活動に取り組んでいただいている方々の支援を行います。
- ・ハロウィンやスポーツ大会などの機会をとらえたごみ拾いイベントを実施します。
- ・SNSを通じた情報発信を行うとともに、SNS利用者に清掃道具等を提供します。



地域の美化活動の様子

- ・クリーンタウン横浜事業の一部 9 百万円 [P22]【再掲】
- ・イベント関連歩道清掃費の一部 5 百万円 [P22]【再掲】

(3) 路上喫煙・歩きタバコ防止の取組

①喫煙禁止地区の取組

- ・喫煙禁止地区において、指導員による巡回指導や喫煙所の管理・清掃を行います。
- ・市庁舎の移転に向け、新市庁舎周辺の喫煙禁止地区指定の準備を進めます。

喫煙禁止地区一覧

地区	指定時期	面積	地区	指定時期	面積
横浜駅周辺地区	H19年度	6.2ha	東神奈川・仲木戸駅周辺地区	H20年度	2.4ha
みなとみらい21地区		4.7ha	新横浜駅周辺地区	H21年度	3.8ha
関内地区		4.1ha	戸塚駅周辺地区	H29年度	7.4ha
鶴見駅周辺地区	H20年度	3.8ha	二俣川駅周辺地区	H30年度	7.8ha

②歩きタバコの防止

- ・市内主要駅周辺における歩きタバコをしている方への啓発パトロールを、朝夕の通勤時間帯に実施します。
- ・ポスターの掲示箇所を拡大し、歩きタバコをなくすための広報を重点的に行います。
- ・歩きタバコやポイ捨てなどが特に多い場所の対策を区とともに検討し、取り組みます。

- ・クリーンタウン横浜事業の一部 139 百万円 [P22]

(4) 公衆トイレの維持管理

①公衆トイレの補修・メンテナンス

・和便器の残る公衆トイレは、洋便器へ改修するとともに、LED照明に更新し、省エネルギー化を進めます。引き続き、日常清掃や速やかな故障対応など、適切な維持管理を行います。

②清潔で安全な公衆トイレの整備

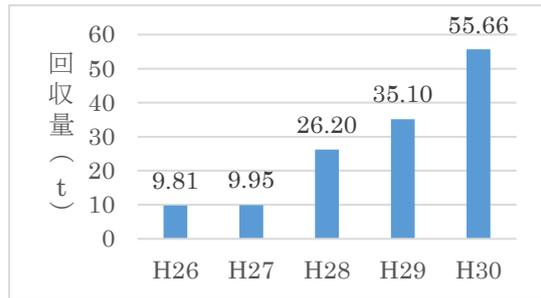
- ・鶴見駅西口公衆トイレの再整備に着手します。
- ・泉区深谷通信所跡地において、新たにトイレを整備します。(政策局予算に計上)

- ・公衆トイレ維持管理費の一部 48 百万円 [P26]
- ・公衆トイレ整備事業の一部 7 百万円 [P26]

5 リサイクルの推進

■趣旨

- ・限られた資源の有効活用や環境負荷の低減のために行っているリサイクルについては、分別排出のご協力が欠かせません。市民の皆様から排出された資源物の適切なリサイクルとともに、小型家電のリサイクルも推進していきます。
- ・市役所の廃棄物は一本化した回収(ルート回収)を行っていますが、発生するごみの一層の削減に取り組んでいきます。



小型家電年度別回収実績

(1) 家庭ごみリサイクルの取組

①缶・びん・ペットボトル

- ・市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)で品目別に選別します。(缶はアルミとスチールの材質別、びんは色別)
- ・選別した資源物は、売却・指定法人への引渡しにより資源化を行います。

〔・資源選別施設管理運営事業等の一部 1,959 百万円 [P20] 〕



圧縮・梱包後のアルミ缶

②プラスチック製容器包装

- ・市内3か所の中間処理施設(民間施設)で異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人へ引渡して、資源化を行います。

〔・分別・リサイクル推進事業の一部 1,493 百万円 [P19] 〕



圧縮・梱包後のプラスチック製容器包装

③小型家電

- ・使用済み小型家電は、金や銀などの有用金属を含んでおり、「都市鉱山」といわれています。区役所などの公共施設だけでなく、排出利便性が高い、大型スーパーマーケットやホームセンター等の商業施設に協力を得ながら、回収ボックスの設置を行うとともに、積極的な広報、情報発信を行います。

〔・分別・リサイクル推進事業の一部 2 百万円 [P19] 〕

(2) 市役所ごみゼロの推進

- ・市役所も一事業者として、ごみの削減と資源化に率先して取り組むとともに、ごみ処理を効率的に進めるため、引き続き、ルート回収事業を行います。

〔・事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等の一部 92 百万円 [P20] 〕

6 地球温暖化対策・エネルギーマネジメント

■趣旨

- ・ごみ量はこれまで着実に削減していますが、一般廃棄物の処理において排出される温室効果ガス量は、近年増加傾向にあります。
- ・ごみの分別徹底に加え、廃棄物処理関連施設における一層の省エネルギー化を推進するとともに、発電電力量の増加や未利用エネルギーの活用等による創エネルギー化など、温室効果ガスの削減に向け、率先垂範し取り組んでいきます。

(1) 省エネルギー化に向けた施設の改修

①空調・照明の更新など

- ・廃棄物処理関連施設では、使用されている空調・照明設備等が設置から年数が経過しており、最新の機器と比べると、消費電力が多くなっています。これらの設備の省エネルギー機器への更新について、計画的に進め、各施設でのエネルギー消費量の削減を図ります。

〔・事務所等整備補修費等の一部 20 百万円 [P21] 〕

②焼却工場での長寿命化対策と併せた設備等の改良

- ・焼却工場の長寿命化対策に併せて、高効率設備の導入や関連設備の改良などを進め、更なる省エネルギー化を図ります。

〔・鶴見工場長寿命化対策事業 186 百万円 [P23] 〕



省エネルギー空調設備

(2) 市役所ごみゼロにおけるバイオマスプラスチック[※]製ごみ袋の試行的導入

- ・環境への負荷を低減するため、バイオマスプラスチック製ごみ袋を資源循環局で試行的に導入します。

〔・事務所等運営費の一部／工場運営費等の一部 1 百万円 [P21、23]【再掲】 〕

※ バイオマスプラスチック:再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチック

7 持続可能なストックマネジメント※

■趣旨

- ・焼却工場や収集事務所などの廃棄物処理関連施設は、半数近くが竣工から 30 年以上経過し、新たに工場の整備や財政需要の平準化などを想定した計画的対応が求められています。
- ・休止、廃止した施設等は、財源確保の観点も踏まえ、資産の有効活用を進めていきます。
- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場は、50 年程度までの延命化を目指し、焼却灰の資源化などの取組を計画的に実施していきます。



都筑工場(昭和 59 年3月竣工)

※ スtockマネジメント:新規整備、維持管理、改築修繕を一体的に捉えて事業運営する手法

(1) ごみ処理施設の安定稼働に向けた対応

①施設の補修、職場環境の改善

- ・焼却工場、資源選別施設、中継輸送施設、最終処分場など廃棄物処理関連施設について、法令で定められた点検を行うとともに、老朽化した機器の適切な補修を行い、安定稼働を図ります。
- ・衛生・空調設備などについても計画的に改修を行い、働きやすい職場環境の整備を進めます。

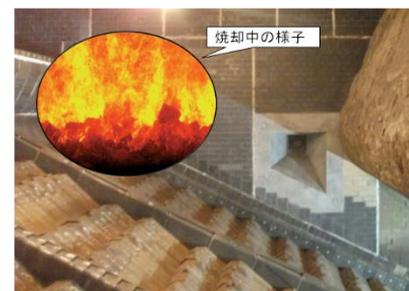


タービン操作盤の点検風景

・工場補修費等の一部	1,880 百万円 [P23]
・資源選別施設管理運営事業等の一部	93 百万円 [P20]
・事務所等整備補修費等の一部	97 百万円 [P21]
・南本牧最終処分場の運営管理の一部	118 百万円 [P24]
・南本牧最終処分場埋立事業等の一部	3 百万円 [P25]

②ごみ処理施設のライフサイクルコスト※の低減(鶴見工場長寿命化対策工事)

- ・焼却工場では、稼働 25 年を目途に、焼却炉などの主要設備の更新により 10 年程度の延命化を図る長寿命化対策工事を進めています。これにより、再整備の時期を延伸させライフサイクルコストの低減につなげます。
- ・平成 30 年度から、鶴見工場の長寿命化対策工事を 5 か年で進めており、今年度は、焼却炉のプラント工事に着手します。



都筑工場長寿命化工事後の焼却炉内部の様子

・鶴見工場長寿命化対策事業	186 百万円 [P23][再掲]
---------------	-------------------

※ ライフサイクルコスト:計画・設計・施行・維持管理・解体・廃棄までに要する費用の総額

(2) 未利用土地・施設の有効活用

- ・焼却工場跡地などの大規模な用地を中心に、廃棄物処理事業での活用、都市計画的な視点を踏まえた土地利用、売却等について検討を進めます。
- ・旧磯子輸送事務所などの土地活用に向け、土壌調査等を行います。

〔・工場運営費等の一部 13 百万円 [P23] 〕

(3) 工場整備基本構想

- ・市内の焼却工場の老朽化が進む中、ごみ処理を持続的、安定的に行うため、計画的な工場の整備を進めるとともに、焼却工場の整備基本構想を策定します。



金沢工場（平成 13 年 3 月竣工）

〔・工場整備基本構想等委託事業 23 百万円 [P23] 〕

(4) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の運営管理と延命化

- ・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を円滑に運営管理し、廃棄物を適正に処理します。
- ・横浜市内で唯一の一般廃棄物最終処分場である、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を、50 年程度活用することを目指しています。ごみの減量化に取り組むとともに、計画的な焼却灰の資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。

・南本牧最終処分場の運営管理の一部	202 百万円 [P24]
・南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業	5,251 百万円 [P24]
・南本牧廃棄物最終処分場埋立事業等の一部	106 百万円 [P25]
・焼却灰資源化事業	42 百万円 [P23]



第5ブロック廃棄物最終処分場全景
（平成 29 年 10 月供用開始）



焼却灰を処分場へ投入する様子

8

国際展開・技術開発の推進

■趣旨

- ・新興国では、急激な人口増加や経済発展に伴い、廃棄物処理に関する課題を抱えており、Y-PORT[※]、アフリカのきれいな街プラットフォーム[※]などを通じて、公民連携の支援が本格化しています。
- ・廃棄物分野では、これまで様々な技術の導入により、安全性、効率性が向上しました。今後も、IoT・AIの活用から機械、設備関係まで多岐にわたる技術開発が求められています。



Y-PORT事業 資料：横浜市国際局

※ Y-PORT:Yokohama Partnership of Resources and Technologies

※ アフリカのきれいな街プラットフォーム:アフリカの都市のごみ問題解決を目指して、環境省・JICA・横浜市・アフリカ諸国などにより設立されたプラットフォーム

(1) 廃棄物分野における国際協力

①Y-PORT等を通じた支援業務の推進・公民連携のプラットフォームづくり

- ・環境省やJICA等の関連機関と連携し、ベトナム国ダナン市、フィリピン国メトロセブ等での廃棄物課題解決に向けた支援業務を推進します。
- ・アジアをはじめとする新興国への市内廃棄物関連事業者の海外ビジネス展開に向けて、関連のワークショップや勉強会を実施するなど、公民連携による取組を進めます。

②アフリカ諸国・都市の支援業務の推進

- ・TICAD7の開催と併せ、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP)の年次会合が横浜で開催されることから、本市の廃棄物分野における国際技術協力の取組を積極的にPRします。
- ・平成 29 年度に設立したACCPでは、本市が研修拠点として位置づけられており、引き続き、研修生の受入・フォローアップなどを行います。



研修の様子

③国際プロモーション・受入環境整備・国際人材の育成

- ・国際会議への参加や関連イベント実施の機会を捉え、本市廃棄物施策の取組をPRします。
- ・焼却工場などの視察受入施設における多言語による案内など研修機能の充実に向けた環境整備や、国際人材の育成に向けた講演会等を実施します。

〔・国際協力事業 8百万円 [P21]【再掲】〕

(2) IoT・AIの活用

- ・プラントメーカーと連携し、焼却工場における省エネルギー化や安定稼働など、効果的な運営に繋がるIoT・AI技術の導入等の検討を行います。

〔・工場運営費等の一部 8百万円 [P23]〕

9 適正処理の推進

■趣旨

- ・PCB[※]廃棄物は、法定期間内に処分を完了しなければならず、特に、高濃度PCB廃棄物については、処分期限が迫っています。早急に保有状況の調査や市役所が保管している高濃度PCB廃棄物の処理を進めていきます。
- ・「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」)に基づき行政代執行を進めてきた戸塚区品濃町最終処分場では、水質改善等に向けた対策を継続していきます。

※ PCB:ポリ塩化ビフェニルの略称で、絶縁性等に優れていることから、電気機器等に使用されていたが、毒性が明らかとなり、現在では、製造や輸入が禁止されている。

(1) PCB廃棄物の適正処理に向けた対応

①届出されているPCB廃棄物の対応

- ・市内事業所で保管されているPCB廃棄物の適正処理に向けて指導を進めます。
- ・市役所保管分について、引き続き、計画的に処理を実施します。

廃棄物種類		処分期限
高濃度 PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	令和4年3月31日
	安定器	令和5年3月31日
低濃度PCB廃棄物		令和9年3月31日

PCB廃棄物の処分期間

〔・PCB適正処理推進費の一部 514 百万円 [P25]〕



変圧器



コンデンサー



安定器

②未把握のPCB廃棄物等の対応

- ・PCB使用電気機器を所有している可能性がある事業者等に対して、掘り起こし調査(アンケート調査及びフォローアップ調査)を行い、早期の届出、処理につなげます。
- ・高濃度PCB含有塗料を使用している可能性のある昭和41年から49年の期間に建設または塗装された市役所所有施設を調査し、処分期間内の計画的な処理につなげます。

〔・PCB適正処理推進費の一部 64 百万円 [P25]〕

(2) 戸塚区品濃町最終処分場対策

- ・特別措置法に基づく特定支障除去等事業の事業期間となっている令和4年度までに水質目標を達成するよう、排水処理施設の維持管理を行っていきます。

〔・戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業 127 百万円 [P25]〕

IV 予算総括表及び主な事業内容

1 令和元年度資源循環局予算総括表

(単位:千円)

款 項 目	本年度	前年度	増▲減	増減率
9款 資源循環費	41,353,034	42,226,406	▲ 873,372	▲2.1%
1項 資源循環管理費	23,042,788	23,542,699	▲ 499,911	▲2.1%
1目 資源循環総務費	16,456,960	16,785,390	▲ 328,430	▲2.0%
2目 減量・リサイクル推進費	4,517,782	4,566,990	▲ 49,208	▲1.1%
3目 事務所費	447,815	599,632	▲ 151,817	▲25.3%
4目 車両管理費	1,620,231	1,590,687	29,544	1.9%
2項 適正処理費	17,858,806	18,159,224	▲ 300,418	▲1.7%
1目 適正処理総務費	5,867,152	5,343,075	524,077	9.8%
2目 工場費	4,574,056	5,014,262	▲ 440,206	▲8.8%
3目 処分地費	6,445,082	6,501,642	▲ 56,560	▲0.9%
4目 産業廃棄物対策費	972,516	1,300,245	▲ 327,729	▲25.2%
3項 し尿処理費	451,440	524,483	▲ 73,043	▲13.9%
1目 し尿処理総務費	182,585	195,620	▲ 13,035	▲6.7%
2目 し尿処理施設費	268,855	328,863	▲ 60,008	▲18.2%
合 計	41,353,034	42,226,406	▲ 873,372	▲2.1%
財 源 内 訳				
特定財源	11,342,230	11,838,919	▲ 496,689	▲4.2%
16款 分担金及び負担金	6,587	7,870	▲ 1,283	▲16.3%
17款 使用料及び手数料	5,301,013	5,330,636	▲ 29,623	▲0.6%
18款 国庫支出金	103,857	113,760	▲ 9,903	▲8.7%
20款 財産収入	83,079	153,442	▲ 70,363	▲45.9%
21款 寄附金	550	5,494	▲ 4,944	▲90.0%
24款 諸収入	5,373,144	5,497,717	▲ 124,573	▲2.3%
25款 市債	474,000	730,000	▲ 256,000	▲35.1%
一般財源	30,010,804	30,387,487	▲ 376,683	▲1.2%

2 主な事業内容

(1)	資源循環管理費		事業内容
9款1項1目 資源循環総務費			(1) 職員人件費 16,232,914千円 [▲ 282,934千円] 資源循環局職員の給料、職員手当、共済費(事業主負担分)等※職員数1,974人(再任用職員200人含む。)
本年度		千円 16,456,960	(2) 厚生費等 106,188千円 [2,966千円] 職員の健康管理及び作業環境の維持、自動車事故対策に係る経費等
前年度		16,785,390	(3) 減量・リサイクル施策推進事業 5,300千円 [▲ 1,224千円] 3R夢プラン次期推進計画の策定と推進に向けた進捗管理、減量・リサイクル施策の検討、審議会の運営等
増 ▲ 減		▲ 328,430	(4) その他管理費等 112,558千円 [▲ 47,238千円] 局内の事務費、一般廃棄物処理手数料の徴収事務、防災備蓄品の購入等
本年度財源内訳	国県支出金	0	
	市債	0	
	使用料及び手数料	4,634,795	
	その他特定財源	27,817	
	一般財源	11,794,348	
9款1項2目 減量・リサイクル推進費			事業内容
本年度		千円 4,517,782	(1) 3R夢プラン目標達成に向けた取組 37,015千円 [8,437千円]
前年度		4,566,990	① ヨコハマ3R夢広報啓発事業費 34,378千円 [9,156千円] 市民・事業者の皆様の3R行動を推進し、環境負荷を低減するライフスタイルが定着するよう、様々な機会を捉え、対象者に合わせた啓発を行います。特に、食品ロス削減をムーブメントにつなげるため、広報啓発の強化や「食」について考えるイベント等の開催、フードバンク・フードドライブ事業に取り組みます。また、ごみ分別検索システムの運用、在住外国人への支援を行います。
増 ▲ 減		▲ 49,208	② 3R夢環境学習推進事業 2,637千円 [▲ 719千円] 将来を担う子どもたちが環境問題への関心と理解を深め、3R行動を実践できるよう、焼却工場の見学や出前教室の実施、ポスターコンクールの開催等、様々な機会を通じて環境学習を行います。
本年度財源内訳	国県支出金	11,500	
	市債	0	
	使用料及び手数料	1,020	
	その他特定財源	1,694,159	
	一般財源	2,811,103	
(2) 分別・リサイクルの推進			3,762,676千円 [▲ 28,758千円]
① 分別・リサイクル推進事業 1,710,655千円 [▲ 78,983千円] 小型家電の回収量増加のため、市民の皆様にとって排出利便性が高い、大型スーパーマーケットやホームセンター等の小型家電店頭回収拠点を、民間企業の協力を得ながら増やしていきます。 また、分別収集したプラスチック製容器包装、小さな金属類などの中間処理や、燃えないごみとして収集されたガラス・陶磁器類の資源化委託などを行い、ごみの減量・リサイクルを推進します。他にも、水銀含有製品の適正処理を引き続き行います。			

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

- ② 資源選別施設管理運営事業等 2,052,021千円 [50,225千円]
 分別収集した缶・びん・ペットボトルを資源選別施設において品目別に選別しますが、缶はアルミ缶・スチール缶に、びんは無色・茶色・その他の色にさらに選別します。加えて、リサイクルに適さない異物を除去した後、民間事業者を引き渡して、リサイクルします。
 選別業務を日々安定かつ確実にを行うため、選別施設の円滑な管理や運営、補修を行います。

**(3) 家庭ごみの減量・リサイクルに向けた取組 568,441千円
[▲ 31,852千円]**

- ① 発生抑制等推進事業 6,827千円 [▲ 520千円]
 「土壌混合法」による生ごみの減量化を進めるとともに、食材を無駄にしない保存や調理の工夫など家庭での実践に役立つ講習会等を開催します。

- ② 分別排出推進事業 10,848千円 [▲ 3,298千円]
 家庭におけるごみの分別により、減量・リサイクルを推進するため、「ごみと資源物の分け方・出し方」冊子、リーフレットの発行を引き続き実施するとともに、必要な分別ルールを守っていただけるよう排出指導を行います。

- ③ 環境事業推進委員等事業 22,654千円 [▲ 1,080千円]
 3R行動やまちの美化について、環境事業推進委員を委嘱し、地域と連携して取り組みます。また、様々な環境行動により「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人又は団体への表彰を行い、活動の一層の定着を図ります。

- ④ 資源集団回収促進事業 528,112千円 [▲ 26,954千円]
 古紙や古布などの資源物を地域の登録団体が自主的に回収業者と契約して行う、資源集団回収を推進するため、回収量に応じた奨励金を登録団体や回収業者へ交付します。

**(4) 事業系ごみの適正処理・減量化の推進 141,574千円
[1,920千円]**

- ① 事業系ごみ適正処理・減量化推進事業等 100,843千円 [1,483千円]
 事業系ごみの減量化・資源化に向けて、大規模事業所への訪問調査を行うとともに、事業系ごみの3R活動に熱心に取り組む事業所を優良事業所として認定します。

食品ロスの削減に熱心に取り組む事業者を食の3Rきら星活動賞として表彰し事業者の取組を推進するほか、食べきり協力店事業では、新たに作成したロゴマークやキャッチコピーを活用し、認知度の向上に努めます。

また、市役所も一事業者として率先して3R活動に取り組めます。

- ② 事業系ごみ適正搬入推進事業等 40,731千円 [437千円]
 焼却工場において搬入物検査を実施し、産業廃棄物の不適正搬入を防止します。
 また、一般廃棄物処理業者に対して、立入調査、関係法令や交通安全の講習会の開催などにより適正処理を促進していきます。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(5) 国際協力事業8,076千円
[1,045千円]

海外諸都市の廃棄物課題やニーズに対応するため、Y-PORT事業・アフリカのきれいな街プラットフォーム等を軸に、関係機関と連携しながら国際技術協力を進めていきます。あわせて、公民連携によるビジネス展開を進めていくための市内企業との情報・意見交換を行っていきます。

また、海外からの視察・研修の受入や、国際会議等への参加による横浜の廃棄物処理・資源化の取組の積極的な発信を行うほか、職員の「国際マインド」を醸成するため、局内の研修や講習会等を開催し、廃棄物分野における国際協力の人材育成にも取り組みます。

9款1項3目**事務所費****事業内容**

本 年 度	千円 447,815
-------	---------------

(1) 事務所等運営費	331,015千円 [▲ 44,755千円]
-------------	---------------------------

前 年 度	599,632
-------	---------

ごみ収集等の拠点となる収集事務所等の円滑な運営のため、施設の維持・管理を行います。

増 ▲ 減	▲ 151,817
-------	-----------

本年度財源内訳

国県支出金	0
市債	0
使用料及び手数料	0
その他特定財源	30,180
一般財源	417,635

(2) 事務所等整備補修費等	116,800千円 [▲ 107,062千円]
----------------	----------------------------

収集事務所等の運営に支障が生じないように、施設や設備の補修・整備を進めます。

9款1項4目**車両管理費****事業内容**

本 年 度	千円 1,620,231
-------	-----------------

(1) 車両等維持管理費等	491,206千円 [29,856千円]
---------------	--------------------------

前 年 度	1,590,687
-------	-----------

ごみの収集運搬業務を安定して進めるため、収集車両等の維持・管理や燃料の調達等を行います。

増 ▲ 減	29,544
-------	--------

本年度財源内訳

国県支出金	0
市債	190,000
使用料及び手数料	0
その他特定財源	9,179
一般財源	1,421,052

(2) 車両調達費	1,129,025千円 [▲ 312千円]
-----------	--------------------------

ごみの収集運搬業務等で使用する車両を調達します。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

2	適正処理費	事業内容	
(1)	適正処理総務費 9款2項1目	(1) ごみの収集運搬 5,651,386千円 [518,530千円]	
	本年度	千円	
		5,867,152	
	前年度	5,343,075	
	増 ▲ 減	524,077	
本年度 財源内 訳	国県支出金	0	
	市債	0	
	使用料及び 手数料	11,732	
	その他 特定財源	98,857	
	一般財源	5,756,563	
<p>① 家庭ごみ収集運搬業務委託事業 3,450,521千円 [672,311千円] 事業の効率化を図るため、家庭ごみ収集運搬業務のうち、プラスチック製容器包装及び缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を民間事業者へ委託します。</p> <p>② 中継輸送業務委託 614,150千円 [▲ 23,496千円] ごみ収集運搬業務の効率化と焼却工場の安定稼働を図るため、市内4か所の施設で一部のごみを集約し、焼却工場へ搬入する、ごみの中継輸送を実施します。 事業の実施にあたっては民間事業者へ委託します。</p> <p>③ 粗大ごみ処理事業 1,439,837千円 [63,276千円] 家庭から出される粗大ごみについては、粗大ごみ受付センターに電話・インターネットからお申込みいただき、自宅前などで収集するほか、市内4か所の自己搬入施設にて受入れを行っています。各業務については、利便性の向上や高い水準の応答率の維持を念頭に置きながら、引き続き民間事業者等へ委託します。</p> <p>また、再利用できる粗大ごみについては、引き続き、収集事務所や焼却工場、イベントなどの機会を活用して、市民の皆様は無償で提供します。</p> <p>④ 適正処理総務管理費(ごみ屋敷) 1,460千円 [▲ 540千円] いわゆる「ごみ屋敷」の解消に向け、区役所等と連携しながら、ごみの排出支援を行います。</p> <p>⑤ 適正処理総務管理費等 145,418千円 [▲ 193,021千円] ごみの収集、運搬業務を円滑に進めるため、収集日程等の広報や「集積場所の改善・優良集積場所の表彰」等を行います。 また、ごみの持ち出しが困難な方への支援として、ふれあい収集等を行います。</p>			
(2) きれいなまち横浜の推進		215,766千円 [5,547千円]	
<p>① クリーンタウン横浜事業 195,657千円 [▲ 1,230千円] 清潔で安全なまちづくりを推進するため、駅周辺などにおける清掃活動・美化活動に取り組む企業や団体を支援し、地域や市民・事業者の皆様と連携した美化活動を展開します。 また、これまで指定してきた喫煙禁止地区の安定的な運営を図るとともに、新たに新市庁舎周辺を喫煙禁止地区として指定するための準備を進めます。 そのほか、市内全域が「歩行喫煙禁止」「ごみのポイ捨て禁止」であることの認知度を高めるとともに、主要駅での歩行喫煙・ポイ捨て防止の巡回・指導にも取り組みます。 ラグビーワールドカップ2019™の開催期間中には、競技会場を訪れる方に喫煙マナーを守っていただけるよう、人員を配置するなどし、丁寧な案内を行います。 東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、大会前後における清掃エリア等の検討に活かすため、区内駅等から競技会場までの動線において、ポイ捨てごみの状況調査を実施します。</p> <p>② イベント関連歩道清掃費 10,000千円 [10,000千円] ラグビーワールドカップ2019™及びTICAD7に合わせて、会場周辺の清掃を強化します。</p>			

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

③ 不法投棄等対策事業

10,109千円 [▲ 3,223千円]

不法投棄を防止するため、夜間監視パトロールを実施するとともに、不法投棄された廃家電の撤去及びリサイクル処理を行うほか、放置自動車等の撤去及び処理を行います。

(2)	工場費	
	9款2項2目	
	本年度	千円 4,574,056
	前年度	5,014,262
	増 ▲ 減	▲ 440,206
本年度財源内訳	国県支出金	48,800
	市債	136,000
	使用料及び手数料	0
	その他特定財源	3,529,860
	一般財源	859,396

事業内容

(1) 焼却工場の管理・運営 4,269,139千円 [▲ 103,527千円]

① 工場運営費等 2,388,769千円 [▲ 28,545千円]
 焼却工場にて、市内から発生する家庭ごみ及び事業系ごみの焼却処理を円滑に進めるため、焼却処理に必要な薬品の購入や維持管理に伴う業務委託等を行うほか、ごみ発電による電力の売却を行い、特定財源を確保します。

② 工場補修費等 1,880,370千円 [▲ 74,982千円]
 市内で発生する家庭ごみ及び事業系ごみの焼却処理を円滑に行うため、焼却工場のプラント設備等の補修や整備を行います。

(2) 鶴見工場長寿命化対策事業 185,930千円 [▲ 59,770千円]

焼却工場では、老朽化によるトラブルが頻繁に発生しており、老朽化対策が喫緊の課題です。そこで、プラント設備の耐用年数である25年を目途に、10年程度の延命化を目的とした長寿命化対策工事を行うことで、焼却工場の安定的な稼働を確保すると共に、ライフサイクルコストの低減を図っています。平成30年度から、鶴見工場の長寿命化対策工事を5か年で進めています。

(3) 工場整備基本構想等委託事業 23,000千円 [▲ 77,000千円]

焼却工場の老朽化対策として長寿命化対策工事を順次行っているところですが、いずれは寿命を迎えることから、その後の対策が必要となります。今年度は、新しい工場の整備について、工場整備基本構想を策定します。

(4) 焼却灰資源化事業 41,725千円 [380千円]

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから、継続的に実施していくことが大切です。資源化については、民間事業者によるセメント原料化や熔融処理を進めていきます。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(5) 工場環境保全調査費等

54,262千円
[▲ 289千円]

焼却工場の適正な運営管理のため、環境法令等に基づき、排出ガスや排水、焼却灰、土壌、汚泥等中の有害物質の調査を行います。また、焼却工場へ搬入されるごみ、各区の家庭ごみ等の組成調査を定期的実施し、得られたデータをごみの減量化・資源化施策の推進に向けて活用します。

(3)	処分地費	
	9款2項3目	
本年度	千円 6,445,082	
前年度	6,501,642	
増 ▲ 減	▲ 56,560	
本年度財源内訳	国県支出金	0
	市債	0
	使用料及び手数料	18,258
	その他特定財源	69,080
	一般財源	6,357,744

事業内容

(1) 最終処分場の運営管理 1,162,126千円
[▲ 50,709千円]

① 南本牧最終処分場の運営管理 802,332千円 [58,106千円]
本市の焼却工場から排出される焼却灰(市内の家庭や事業者から排出される廃棄物が焼却工場を経て焼却されたもの)の埋立処分を適正かつ円滑に行うため、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場及び排水処理施設の運営・管理を行います。また、平成29年度末で埋立てが終了した南本牧廃棄物最終処分場(第2ブロック)について、早期の土地活用の実現に向けて、不要となる施設の撤去や最終覆土を行います。

② 神明台処分地等の運営管理 359,794千円 [▲ 108,815千円]
埋立てを終了した神明台処分地や長坂谷処分地等の最終処分場について、処分場内からの排水を処理する等の管理のほか、周辺への環境影響について定期的なモニタリングを行います。

(2) 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場整備事業

5,250,606千円
[▲ 4,421千円]

第5ブロック廃棄物最終処分場の整備に係る既設外周護岸等の負担金を支出します。また、処分場を管理する上で必要な護岸の挙動調査を行います。

(3) 環境保全調査費(処分地)

32,350千円
[▲ 1,430千円]

南本牧廃棄物最終処分場及び神明台処分地の大気、土壌及び水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を引き続き実施します。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

(4)	産業廃棄物対策費	
	9款2項4目	
本年度		千円 972,516
前年度		1,300,245
増 ▲ 減		▲ 327,729
本年度財源内訳	国県支出金	0
	市債	126,000
	使用料及び手数料	558,158
	その他特定財源	1,981
	一般財源	286,377

事業内容

(1) 産業廃棄物の適正処理 623,795千円
[▲ 301,501千円]

① 排出事業者指導費等 20,119千円 [63千円]
 産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理を推進するため、排出事業者・処理施設・許可業者への立入調査や多量排出事業者への指導を実施します。
 また、廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査を進めるとともに、建設リサイクル法の的確な運用を図ります。

② 不適正処理監視・指導強化事業 21,214千円 [152千円]
 産業廃棄物の不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、県警OB職員を中心とする専従機動班が収集事務所と連携して、適正処理を推進します。

③ PCB適正処理推進費 582,462千円 [▲ 301,716千円]

国が策定したPCB廃棄物処理基本計画に基づき、処分期間内に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)において、確実にPCB廃棄物が処理されるよう、保管事業者に対する立入調査等を実施するとともに、市役所に保管されている高濃度PCB廃棄物についても処理を進めます。

また、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物に対する掘り起こし調査(アンケート調査及びフォローアップ調査等)を引き続き実施します。

(2) 南本牧最終処分場埋立事業等 222,090千円
[▲ 12,950千円]

横浜経済を支える市内中小企業の排出者責任を補完することにより、適正処理を確保するため、南本牧最終処分場で産業廃棄物の受入れを行っています。このため、産業廃棄物の埋立業務や排水処理施設の運営・管理に要する経費を支出しています。

(3) 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業 126,631千円
[▲ 13,278千円]

戸塚区品濃町最終処分場では、公共水域の汚染の拡散を防止するため、特別措置法に基づく「実施計画」に従い、行政代執行を進めています。具体的には、処分場内外に設置している井戸で汚水を汲み上げ、水処理施設で浄化し、下水道に放流しています。

なお、行政代執行に要した費用については、引き続き、原因者へ費用求償を行います。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減

3	し尿処理費	
(1)	し尿処理総務費 9款3項1目	
	本 年 度	千円 182,585
	前 年 度	195,620
	増 ▲ 減	▲ 13,035
本 年 度 財 源 内 訳	国県支出金	0
	市債	0
	使用料及び 手数料	77,050
	その他 特定財源	2,023
	一般財源	103,512

事業内容

(1) し尿処理総務管理費等 88,452千円
[▲ 2,007千円]

下水道が普及していない世帯や工事現場等の仮設トイレについて、し尿のくみ取りを行います。

また、市内の浄化槽の設置審査や維持管理の指導等を行います。

(2) 公衆トイレ維持管理費 94,133千円
[▲ 11,028千円]

市民の皆様や来街者が安心して利用できる公衆トイレを提供するため、市内77か所の清掃や維持管理を行います。

(2)	し尿処理施設費 9款3項2目	
	本 年 度	千円 268,855
	前 年 度	328,863
	増 ▲ 減	▲ 60,008
本 年 度 財 源 内 訳	国県支出金	43,557
	市債	22,000
	使用料及び 手数料	0
	その他 特定財源	224
	一般財源	203,074

事業内容

(1) 磯子検認所費等 81,584千円
[31,920千円]

市内でくみ取りしたし尿等について、磯子検認所で前処理した後、水再生センターへ圧送します。磯子検認所は、これまで市が直接運営、維持、管理を行ってきましたが、今年度より委託化します。

また、事業に支障がないよう施設の補修・整備を行います。

(2) 公衆トイレ整備事業 123,056千円
[▲ 85,192千円]

大会観戦者など、多くの来街者が見込まれることから、競技会場・観光地周辺の5か所の公衆トイレの全面改修を行います。

また、市民や来街者の皆様が安心して利用できる公衆トイレを提供するため、市内の公衆トイレの整備を計画的に行います。

(3) 災害対策用トイレ整備事業 64,215千円
[▲ 6,736千円]

災害時に備え、地域防災拠点等へ災害時下水直結式仮設トイレの整備を順次進めていくほか、破損が生じたくみ取り式仮設トイレの更新を行います。また、防災訓練やイベントに参加し、災害時のトイレ対策について啓発を行います。

※[]内の数値は前年度事業費からの増減



「ヨコハマ3R夢!」マスコット
イーオ

へら星人 ミーオ

G30 のその先へ
ヨコハマ3R夢!
ス リ ム